

御嵩町国土強靱化地域計画改定（案）に関するパブリックコメント実施結果

1 実施期間 令和8年3月6日(金)～3月25日(水)

2 意見提出者及び件数 2名・13件

3 提出された意見と町の考え方

	該当箇所	寄せられたご意見（要約）	町の考え方
1	-	大規模災害発生時の住民側から行政側への安否確認結果の情報返信の具体的集約方法が見えてきていません。自治会・自主防災組織をどのように活用されるのかルール化されてますか。または、SNSを通じて各世帯から直接役場に安否確認結果を求める方法を取るのですか。	町では大規模災害時における被害を軽減するためには、自助・共助・公助の緊密な連携が不可欠であり、特に地域住民の皆様が相互に助け合う安否確認や情報集約が、迅速な人命救助に直結する重要な役割を果たすと考えております。 一方で本計画（国土強靱化地域計画）は、どのような災害が起きても致命的な被害を回避し、迅速に復旧できるよう、社会基盤を整えるための各種施策を推進するものです。 安否確認の方法については、自主防災組織等から町の災害対策本部に対して情報を集約した上でご報告いただけるようお願いしておりますが、その具体的な方法や、防災訓練の実施時期、避難場所の個別選定、防災リーダーの具体的な活動指針は、地域防災計画をはじめとする、本計画を現場レベルで実行するための各種計画などで定めるべき事項と考えます。 今後、本計画に基づきハード・ソフト両面からの基盤整備を推進するとともに、具体的な運用については、地域防災の要である防災リーダーや自主防災組織の皆様と十分な協議を重ね、実効性の高い体制構築を図ってまいります。
2	-	主に南海トラフ地震などの大地震に備えた防災訓練を秋の9月初旬に、梅雨時の大雨・台風災害に備えた防災訓練を、災害不安がある自治会を中心に春の4～5月に行うよう検討いただけないでしょうか。	
3	-	災害時に多数の住民が避難できる拠点避難地として新庁舎の防災広場が整備されますが、伏見グラウンドも候補地としてどうでしょうか。	
4	-	防災リーダーが求められている災害時及び通常時の具体的役割は何ですか。	

5	P22、30、33、34、54、62	<p>民間建築物の耐震化について、最近の住宅は耐震化されており、安全な住宅が増えていると思います。昭和56年5月以前の耐震化住宅とそれ以後の着工住宅を合わせると耐震化住宅率は75%ということですが、建築確認申請等から個別に耐震化住宅をリストアップできますか。アンケート等も駆使して非耐震化住宅を個別リストアップして、耐震診断及び耐震補強工事の補助をすべきと考えます。</p>	<p>現在の耐震化率は岐阜県の耐震改修促進計画に倣い、住宅・土地統計調査のデータを活用して推計しております。 建築確認申請は昭和56年5月以前のものの保管がなく、確認申請から建築年を追うことは現実的ではありません。固定資産台帳から建築年を確認している事例が他市町村にありますので参考としながら今後検討させていただきます。 また、現在は個別訪問による制度周知を行っております。現時点でアンケートを行う予定はありませんが、より効果的、効率的な制度周知に努めてまいります。</p>
6	P23、25、35、36、38、55、57、63、64、65	<p>災害時避難行動要支援者について、対象高齢者等のリストアップ及び避難計画の策定はもとより、地域の見守り体制の構築とはどのような具体的体制を想定しているのですか。 責任者は社協ですか、又は民生委員、自治会、保険長寿課ですか。</p>	<p>町では災害時に備えるため、高齢者や障がいのある人などの内、災害時に避難や安否確認の支援が必要な方を避難行動要支援者名簿に登録し、個別避難計画の作成を進めています。 災害発生時は、この名簿の情報を町の関係部署をはじめ、警察署、消防署、消防団、自主防災組織、自治会長、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などへ提供し、安否確認や避難状況の把握にあたります。 これらの災害時避難行動要支援者支援制度は、保険長寿課と福祉子ども課が担当しており、これらの課が責任を持って取り組んでおります。 今後とも町民の安全・安心のため、関係機関と連携しながら支援体制の充実を図ってまいります。</p>
7	-	<p>自治会・自主防災組織が防災訓練や防災活動に積極的に参加してもらうために補助金の交付の支援を行うとしているが、それだけでは不十分ではないですか。最低でも各自治会の三役・班長さん等には重要性を説明して、半強制的にでも参加してもらう必要があると思います。</p>	<p>自治会や自主防災組織の皆さまには、全町自治会長会や自主防災組織活性化研修会にて防災関連施策の周知を行っています。周知方法については、自治会負担を考慮しながら効果的な方法を検討してまいります。</p>
8	P28、38、60、66	<p>指定避難所以外の避難となる分散避難システムが記載されていたが、具体的には地域の自治会公民館のことを指しているのですか。そうだとすれば、自治会公民館においても、防災備蓄倉庫、エアコン等の設備の充実をお願いします。</p>	<p>分散避難システムは、岐阜県が運用する災害時において市町村が開設した避難所以外に避難している方（ご自宅、友人親戚宅、車中泊、ホテル等）の情報を県が把握し市町村に共有するシステムです。避難先を個別具体的に想定したものではありませんので、システムの運用に伴う設備整備の予定はありません。</p>

9	P32以降	各項目の見出し部分を白抜きにした方が見やすい。	ご指摘の部分については視認可能と判断しますが、計画策定にあたっては、見やすい表記となるよう努めてまいります。
10	P30	個別施策分野の表記を、P18以降に合わせて（１）行政機能（２）都市・住宅・・・のように記載した方が分かりやすい。	ご指摘のとおり修正いたします。
11	P32別紙1	現状値（R6）と目標値（R12）の記載について、前回の（R7）の目標値から変わっていない目標値があるが、令和3年～7年度、5年間の評価、検討が必要ではないか。	町では毎年度、目標値や施策の進捗確認を実施しています。本計画の目標値設定にあたっては、既に進捗確認が済んでいる令和3～6年度の4年間の結果を踏まえ設定しており、一部目標値が変わらないものもございます。令和3～7年度の総評は、5か年度分の結果が判明する令和8年度に実施予定です。なお、目標値は令和8年度～12年度の計画期間中であっても見直すことが可能ですので、令和8年度の総評や、毎年度実施する進捗確認を踏まえ、必要に応じて見直しを実施します。
12	その他	令和6年度の現状値から令和12年度の間で、中間評価が必要ではないか。	また、本計画の総評は期間終了後の令和13年度に実施予定です。
13	P43、44、50	防災リーダー数と防災士数の目標値が現在の計画と同じだが誤りではないか。	ご指摘のとおり、当該目標値は誤りでしたので下記のとおり訂正いたします。確認が不足しており申し訳ありません。改定に伴い単なる養成数から、災害時に活動する可能性が高い町内在住者の養成数に指標を変更します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災リーダー（町内在住・高校生含）の養成数 (R6) 284人 (R12) 374人 ・ 防災士（町内在住・高校生含）の養成数 (R6) 191人 (R12) 251人